

**地方税法第 343 条第 5 項の規定の適用に係る留意事項について
(ガイドライン) の一部改正新旧対照表**

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>1. 趣旨 略</p> | <p>1. 趣旨 略</p> |
| <p>2. 所有者の存在が不明である場合 (1)～(3) 略</p> | <p>2. 所有者の存在が不明である場合 (1)～(3) 略</p> |
| <p>3. 所有者探索について (1)及び(2) 略</p> | <p>3. 所有者探索について (1)及び(2) 略</p> |
| <p>4. 所有者とみなす使用者について (1)及び(2) 略 (3) <u>使用者からの届出書について</u> <u>使用者への使用実態に係る現地調査などの際に、必要に応じて、5に記述する事前通知の前段階として、課税後のトラブルを回避するため、使用者から当該固定資産を使用している旨の届出書を提出してもらうことも考えられる。当該届出書に記載する内容について、様式1を参考にするとともに、各市町村の実情に合わせて記載事項を追加されたいこと。</u> <u>なお、当該届出書が使用者から提出されない場合においても、4(2)①で述べたとおり、居住や事業等の使用の実態について、住民票上の記載などを踏まえ、客観的に判断できる場合には、使用者に課税して差し支えないことに留意されたいこと。</u></p> | <p>4. 所有者とみなす使用者について (1)及び(2) 略</p> |

5. 事前通知について

- (1) 略
- (2) 事前通知に記載すべき内容
法令の規定に基づき、探索を尽くしてもなお所有者が特定できず、所有者とみなす使用者として固定資産課税台帳に登録し、課税する予定である旨を記載する必要があること。その他の記載すべき内容については、様式2を参考にするとともに、各市町村の実情に合わせて記載事項を追加されたいこと。
- (3) 略

6. その他

- (1)～(5) 略
- (6) 業務フロー図について
地方税法第 343 条第 5 項の規定の適用に当たって必要な業務は、前述した 2～5 のとおりであるが、主な手続をフロー図として整理すると 12・13 ページのとおりであるので参考にされたいこと。

様式 1：固定資産使用者届出書

(9・10 ページに追加)

様式 2：事前通知

(11 ページに追加)

使用者を所有者とみなす制度の適用フロー

(12・13 ページに追加)

5. 事前通知について

- (1) 略
- (2) 事前通知に記載すべき内容
法令の規定に基づき、探索を尽くしてもなお所有者が特定できず、所有者とみなす使用者として固定資産課税台帳に登録し、課税する予定である旨を記載する必要があること。
- (3) 略

6. その他

- (1)～(5) 略